

別表第 1 (第 2 条関係)

区分		単位	補助金の額(円)
林業退職金助成事業	事業主が機構に納付した掛金に対する助成	事業主が対象期間内に機構に納付した各被共済者(共済契約により機構がその者の	45
	事務費に対する助成	退職について退職金を支給すべき林業労働者をいう。)ごとの掛金の納付日数 1 日	25
長期事業		第 3 条の規定による認定又は再認定を受けた団体が対象期間内に支援センターに納付した各林業労働者(当該団体に対する年間の掛金の納付日数が 100 日以上であった者に限る。)ごとの掛金の納付日数 1 日	205

別表第 2 (第 12 条関係)

対象となる林業労働者	引き算の対象となる額
支援センターの共済事業に加入する団体に所属する長期事業の対象となる林業労働者について、加入した年を 1 年目とし、5 年以内に離職した者	離職までの期間に掛金を納付した日数の 1 日につき別表第 1 により算出した補助金総額
支援センターの共済事業に加入する団体に所属する長期事業の対象となる林業労働者について、加入した年を 1 年目とし、5 年を超え 10 年以内に離職した者	離職する林業労働者の長期事業掛金納付金の総額に対する補助金総額のうち次の(1)及び(2)の合計金額 (1) 初回の納付から 5 年間に掛金を納付した日数の 1 日につき別表第 1 により算出した補助金総額 (2) 6 年目の初回の納付から離職の日までに掛金を納付した日数の 1 日につき別表第 1 により算出した補助金総額の 2 分の 1

別表第 3 (第 12 条関係)

報告期日	報告する離職者の離職時期
7月20日まで本市へ報告するものとする。	当年の6月30日までに離職した者

別表第 4 (第 12 条関係)

別表第 2 の対象とならない林業労働者
<p>1 死亡した者</p> <p>2 倒産、解散、合併等を原因とした加入団体の消滅や、加入団体の都合により解雇や除名等をされた者。ただし、1年を超えない期間中に速やかに他の加入団体に所属し、長期事業の対象となる者に限る。</p> <p>3 その他、市長が別に定めるもの。</p>